

# 有田川町男女共同参画計画～コンチェルトⅡ～の概要

## ◎計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」の中で、男女共同参画社会の実現が21世紀の日本における最重要課題として位置づけられており、国・県・町がそれぞれの役割を果たしながら連携して進めていくことが必要です。このようなことから、平成21年に有田川町において、男女共同参画の基本的な指針を示し、男女共同参画社会早期実現のための施策を総合的かつ計画的に推進していくため「有田川町男女共同参画計画～コンチェルト～」を策定し、男女共同参画社会実現に向けさまざまな施策を取り組んできました。有田川町男女共同参画計画～コンチェルトⅡ～を作成することについては、平成25年度に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）が一部改正されたため、コンチェルトの期間を1年延長し支援計画の内容と兼ね合やすというかたちで作成しました。

### (2) 計画の位置づけ

- ①この計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、有田川町の施策の方向と推進のための方策を明らかにしたものです。また、「男女共同参画社会基本法」に定められた市町村男女共同参画計画として位置づけます。
- ②この計画の策定にあたっては、平成22（2010）年12月に閣議決定された、国における「男女共同参画基本計画（第3次）」と、和歌山県における「和歌山県男女共同参画基本計画（3次）」の内容と整合を図りました。
- ③「有田川町長期総合計画」及び関連計画との整合を図りながら、策定しました。
- ④「有田川町男女共同参画基本計画策定検討委員会」及び「男女共同参画庁内連絡会」に意見・提言を求めるとともに、「有田川町男女共同参画に関する住民意識調査」や「有田川町男女共同参画についての座談会」を実施するなど、広く住民から意見を聞き、その反映に努めました。

### (3) 計画の期間

計画の期間は、平成27（2015）年度から平成31（2020）年度の5年間とします。計画期間終了年度の平成31年度に、計画全般についての見直しを行います。

## ◎基本理念

本計画は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女 共同参画社会の実現を目的として、以下の理念のもと、男女がともに豊かな社会を築くことをめざします。

### 基本理念

#### 2. 基本目標

I 男女共同参画をめざす意識づくり

II 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

III 男女がともにいきいきと働ける環境づくり

IV 男女がともに健やかに安心して暮らせる体制づくり

V 男女間のあらゆる暴力の根絶

## ◎計画の体系

基本目標	重点目標	施策の方向性
<b>I</b> 男女共同参画を めざす意識づくり	1. 男女共同参画計画 による意識づくりと 制度・慣行の見直し	(1)広報、啓発活動の推進 (2)定的な役割分担意識の解消 (3)職員への男女共同参画意識の浸透
	2. 男女共同参画のため の教育の充実	(1)教育、学習機会の充実 (2)学校等における男女共同参画の推進 (3)家庭教育における男女共同参画を進める啓発 活動
<b>II</b> 男女共同参画の 推進による豊かな 地域社会づくり	1. 政策・方針決定過程 への女性の参画の 促進	(1)行政における政策・方針決定過程への女性の 参加促進 (2)企業・団体等における方針決定過程への女性 の参画の促進
	2. 地域における男女 共同参画の推進	(1)地域コミュニティ活動による男女共同参画の推進 (2)防災・災害復興における男女共同参画の推進
	3. 国際社会に対する理解	(1)国際的視点に立った男女共同参画の推進
<b>III</b> 男女がともにいき いきと働ける環境 づくり	1. 就労環境の整備と 多様な働き方がで きる環境づくり	(1)男女雇用機会均等と待遇の確保 (2)就労・能力開発の支援 (3)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の 実現に向けた雇用環境の整備
		2. 農業や自営業等におけ る取り組みの促進
	3. 男女がともに担う子育て と介護への支援	(1)保育サービス等による子育て支援の充実 (2)地域における子育て支援の充実 (3)介護を担う人への支援の充実
<b>IV</b> 男女がともに健や かに安心して暮ら せる体制づくり	1. 誰もが安心していきいき と暮らすための取り組み	(1)高齢者や障がい者の人が安心して暮らせる 基盤づくり
	2. 生涯に通じた心身の 健康支援	(1)あらゆる世代・ライフスタイルに応じた健康づくり支援 (2)母子保健の充実 (3)健康をおびやかす問題への対応
<b>V</b> 男女間のあらゆる 暴力の根絶	1. 暴力を許さない社会	(1)暴力を許さない社会づくりのための啓発 (2)暴力に関する法令等の周知
	2. セクシャル・ハラス メント、DVの根絶	(1)相談・支援体制の充実 (2)関係機関との連携の充実 (3)被害者等への支援体制の充実

## ◎それぞれが担う役割

有田川町において、男女が互いに大切なパートナーとして思いやり、ともに心豊かな生活を送ることができる男女共同参画社会の実現をめざして、一人ひとりの個性を尊重し、性別にかかわらず個人の能力が十分に発揮できる環境づくりを進めるため、それぞれの役割を以下に示します。

### 行政の役割

- 町の男女共同参画社会の形成に向けて、あらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、総合的かつ計画的に実施する
- 国、県、住民、事業主、地域・団体、学校等と相互に連携し、協力を図るよう努める
- 周知啓発や講座の開催など住民に男女共同参画が浸透するよう働きかけ、環境整備に努める
- 自らが率先し、男女共同参画を推進する

### 住民の役割

- 社会のあらゆる分野において男女共同参画の理解を深め、男女共同参画の推進に努める
- 家庭、職場、地域、学校、その他の活動の中で、男女共同参画の実践者としてできることに積極的に取り組む

### 事業主の役割

- 家庭、職場、地域その他の活動の両立が図られるよう、労働時間の短縮や育児休業等取得しやすい環境づくりに取り組む
- 適切な処遇や労働条件の確保など、安心して働き充実した職場生活を営むことができるような職場環境を整備する
- 町や県などの実施する男女共同参画に関する取り組みに協力する

## 地域・団体の役割

- 活動の方針の決定、計画の立案等において男女がともに参画する機会を確保するよう努める
- 住民や団体同士で話し合う機会をつくり、地域の男女共同参画の推進に連携して取り組む
- 他の団体や町が実施する男女共同参画の取り組みに協力する

## 学校の役割

- 男女共同参画の意識づけが子どもの価値観の形成に大きな影響があることを認識し、男女共同参画の理念に配慮する
- 人権に関する教育・性教育・道徳教育などの充実を図り、男女がともに尊重し、理解し合い、協力して生きていく力を身につける教育を推進する